

様式第九号(第十条の六関係)

許可番号 第 09820155623 号

産業廃棄物処分業許可証

住 所 神奈川県横浜市西区北幸二丁目5番3号

氏 名 株式会社マルカ

代表取締役 長澤 尚明

(法人にあつては、名称及び代表者の氏名)

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第14条の2第1項の許可を受けた者であることを証する。

相模原市長 本 村 賢太郎



許可の年月日 令和3年6月16日
(初回許可年月日 令和3年6月16日)
許可の有効年月日 令和8年6月15日

1. 事業の範囲

(1) 事業の区分

産廃中間処分(破碎、圧縮)

(2) 産業廃棄物の種類

破碎: 廃プラスチック類、紙くず、木くず、繊維くず、金属くず、ガラスくず・コンクリートくず及び陶磁器くず、がれき類

圧縮: 廃プラスチック類、紙くず、木くず、繊維くず

(注1) 取扱う産業廃棄物は、特別管理産業廃棄物であるものを除く。

(注2) 石綿含有産業廃棄物を含む旨、水銀使用製品産業廃棄物を含む旨又は水銀含有ばいじん等を含む旨の注記がない種類については、石綿含有産業廃棄物、水銀使用製品産業廃棄物又は水銀含有ばいじん等を処分できない。

2. 事業の用に供するすべての施設

裏面のとおり

3. 許可の条件

生活環境保全上必要な措置

環境保全対策は、申請書の記載に基づき適切に行うこと。

4. 許可の更新又は変更の状況

令和6年10月25日 変更許可(圧縮処理の追加)

5. 規則第10条の4第7項の規定による許可証の提出の有無 なし

(日本産業規格 A列4番)

2 事業の用に供するすべての施設

中間処分を行う場所及び施設の規模等は、次に限る。

(1) 中間処分を行う場所及び中間処分に係る保管場所

相模原市中央区田名塩田 1 丁目 1 0 2 0 1 - 2 7 外 1 筆 (1, 8 4 7. 6 m²)

(2) 中間処理施設

ア 破碎施設	処理能力 (廃プラスチック類単体の処理能力)	4. 8 8 t / 日 (8 時間)
	処理能力 (紙くず単体の処理能力)	4. 7 1 t / 日 (8 時間)
	処理能力 (木くず単体の処理能力)	4. 8 8 t / 日 (8 時間)
	処理能力 (繊維くず単体の処理能力)	4. 8 0 t / 日 (8 時間)
	処理能力 (金属くず単体の処理能力)	4. 6 3 t / 日 (8 時間)
	処理能力 (ガラスくず・コンクリートくず及び陶磁器くず単体の処理能力)	4. 6 4 t / 日 (8 時間)
イ 圧縮施設	処理能力 (がれき類単体の処理能力)	4. 7 0 t / 日 (8 時間)
	処理能力 (廃プラスチック類単体の処理能力)	6 9. 9 2 t / 日 (8 時間)
	処理能力 (紙くず単体の処理能力)	4 8. 0 8 t / 日 (8 時間)
	処理能力 (木くず単体の処理能力)	5 9. 4 4 t / 日 (8 時間)
	処理能力 (繊維くず単体の処理能力)	5 5. 9 2 t / 日 (8 時間)

(3) 保管施設

ア 処理前の保管施設

混合廃棄物 (廃プラスチック類、紙くず、木くず、繊維くず、金属くず、ガラスくず・コンクリートくず及び陶磁器くず、がれき類)

保管面積 4 8 7. 5 6 m² 最大保管量 1, 3 3 6. 9 5 m³

イ 処理後の保管施設

(ア) 廃プラスチック類 コンテナ 1 基

保管面積 6. 8 7 m² 最大保管量 8. 0 4 m³

(イ) 紙くず コンテナ 1 基

保管面積 6. 8 7 m² 最大保管量 8. 0 4 m³

(ウ) 木くず コンテナ 1 基

保管面積 6. 8 7 m² 最大保管量 8. 0 4 m³

(エ) 繊維くず コンテナ 1 基

保管面積 6. 8 7 m² 最大保管量 8. 0 4 m³

(オ) ガラスくず・コンクリートくず及び陶磁器くず コンテナ 1 基

保管面積 6. 8 7 m² 最大保管量 8. 0 4 m³

(カ) がれき類 コンテナ 1 基

保管面積 6. 8 7 m² 最大保管量 8. 0 4 m³

(キ) 圧縮後置場 1

保管面積 6. 0 m² 最大保管量 2 0. 0 m³

(ク) 圧縮後置場 2

保管面積 5. 6 m² 最大保管量 8. 0 m³

(ケ) 圧縮後置場 3

保管面積 1 2. 3 m² 最大保管量 2 0. 0 m³

以 下 余 白